

【コメント】

戦士身分と正統な支配者

石井 紫郎

1. 本コメントのスタンス

村井氏のご報告は、天皇・公家・武家の関係を、制度の実態に即して、過不足無く、わかりやすく説明したもので、私から付け加えるべきことは見出せない。そこで私としては、村井報告で扱われたことと、次に予定されている朝鮮半島の諸時代・諸王朝（以下、単に「朝鮮」という。）における戦士身分の問題との間の橋渡しをする観点から、いくつか問題提起を試みたい。

すなわち、文官より低い地位に置かれていた朝鮮の武官たちが、それに反発してクーデターを起こし、覇権を握り、武官支配体制を一旦は築き上げたにもかかわらず、再びもとのような文官優位の体制に戻ったという朝鮮史の推移と異なり、日本では「武家政治」が6世紀半続き、後には、非西欧世界ではほとんど唯一の「封建制」として評価されるに至るような体制が出来あがったという違いを、単なる「力」の次元でなく、体制を支える観念・意識の世界の次元で考究してみようとするものである。しかし、無論このテーマは一朝一夕で解明しうるものではなく、本コメントは、さしあたりそれへのアプローチの一つとして、「武家」という言葉に即した概念史的整理を行おうとするものである。

2. 古代・令制における文官と武官

令制では、令の規定によって武器を携行すべきものと定められている官が武官である。すなわち「五衛府、軍団、および諸の仗を帯せらむをば（他の諸条によると、馬寮、兵庫等がそれとされている＝筆者注）を武とせよ。…自余をば並びに文とせよ」とする公式令・内外諸司条がその定義規定である。

ただ、「武」については例外が規定されており、「太宰府、三関国、内舎人は武の限りに在らず」（同条但書）とある。このうち、太宰府、三関国（三関＝鈴鹿・不破・愛発のある国、すなわち伊勢、美濃、越前）は本来地方行機関的存在でありながら、防衛軍的役割も果たすことから、その職員に武器携行が義務付けられているもの、と解すれば、「武」から除外される意味も理解できないではない。これに対して内舎人は、天皇に直接「侍従」する官司たる中務省に属し、「刀帯て宿衛…駕行には前後に分衛」（職員令・中務省条）することを職務とするので、これが何故武官ではないのか、容易には理解できないことであるが、ここではこの事実を指摘するだけにとどめる。

以上のように定義された武官の官位は、官位相当の制の上でどう規定されているか、というと、最高は衛門および左・右衛士の督の正五位、次いで、左・右兵衛および左・右兵庫の督は従五位である。武官であって、いわゆる殿上人層に列するのはごく少なく、しかも末席を汚す

にすぎないのである。

ここで、さきほどの内舎人に戻ろう。この職に就くのは、もっぱら五位以上の者の子孫（「蔭子孫」）である（軍防令・五位子孫条）ということに注意しなければならない。しかも、この蔭子孫の中でも、四・五位の子孫は「性識聡敏、儀容（禮に適ったかたち）」を具えた者として選考された者のみがこの地位に就けるが、三位以上の子は選考なしで任用される、という仕組みになっていた（同条）。大宝令制定後真っ先に内舎人に任ぜられたのが、藤原不比等の嫡子・武智麻呂であったという事実は、このポストが如何なるものとして想定されたものであるかを雄弁に伝えている。国家の最高意思決定機関を構成する公卿たちが、その跡継ぎを天皇の近くに伺候させ、次代のリーダーに育て上げるための登竜門の一つであったと言ってもよいのではなからうか。

この内舎人が、《武器携行者＝武官》という原則からわざわざ外されたのは、まさにこのような事情によると考えられるのであり、このこと自体が、武官の地位についての、律令国家指導層の評価の低さを端的に物語っている。

3. 令外の武官

日本の古代国家が、時とともに、令に規定された、いわば正規のもの以外に、さまざまな新しい官職（いわゆる「令外の官」）を作り出して行ったことは周知の通りである。近衛府という官司とその職員もその一つであるが、実は、その長官・次官に当たる大将・中將はそれぞれ従三位・従四位相当官とされた、という点で、それまでの武官より高い地位を与えられたのである。とくに大将が公卿層（三位以上）という国家の最高指導者層に列せられたことに注目しなければならない。このことは、引き続いて述べるように、直接には戦士身分の《家柄》（補論参照）出身者の地位向上には結びつかないものであったが、その後「武家政治」の成立・発展にとって大きな意味を持つことになったことは後述するとおりである。

何故、近衛大将・中將はかくも高い官位相当官とされたのか。それは近衛府成立・発展の経緯を見れば明らかである。以下、笹山晴生『古代国家と軍隊』によりながら、それを瞥見しよう。近衛府の淵源は慶雲4（707）年成立の「授刀舎人寮」（「授刀舎人」の倭訓は「たちはきのとねり」）に遡る。これは幼少の藤原氏系皇位継承候補者・首皇子（のち724年に即位して聖武天皇）を守護する目的で設けられたものと言われており、少なくとも722年当時の長官は不比等の次男で従三位内臣の藤原房前であった。

728年、この授刀舎人寮は「中衛府」として発展的解消したが、その大将は引き続き房前で（制度的には従四位上相当とされた）、「常に大内に在りて、もって周衛に備ふ」（『続日本紀』）と言われるような立場にあった。なお、中衛府となっても、その兵員は相変わらず「舎人」と呼ばれた。

こうして授刀舎人寮は一旦解消されたが、やはり藤原氏系（光明皇后の娘）皇太子・阿部内親王（のちの孝謙天皇）を守護する目的で再設置される（「騎舎人を改めて授刀舎人となす」：『続日本紀』・天平18年2月条）。歴史学上、これを第二次授刀舎人寮と呼ぶが、暫くのち「授刀衛」と改称、さらに近衛府と称することとなる（天平神護元＝765年）。なお注目すべきは、

大同2（807）年に前述の中衛府が右近衛府に改称され、それとともに、近衛府が左近衛府となって、左・右近衛府体制が成立すること、しかし兵員はずっと「舍人」と称したことである。

以上要するに、中衛府を経て右近衛府となった第一次授刀舍人寮も、授刀衛、近衛府を経て左近衛府となった第二次授刀舍人寮も、ともに藤原氏が宮廷内での覇権を握るための軍団として作られたものであり、それは当然、本来藤原氏の一族、それも宮廷内、しかも中枢部に自由に立ち入れる身分、すなわち公卿身分の者が長官として自由に動かすべきものであった。

もっとも、藤原氏とて一枚岩であったわけではなく、恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱に見るように、中衛府が反乱軍の中核的役割を果たすこともあったが、まさにそのことは、この組織が藤原系（の誰かの）手兵的存在であったことを示している。もちろんその時、授刀衛（近衛府）は孝謙上皇（重祚して称徳天皇）方の手兵であり、孝謙対押勝の戦いは、それぞれが授刀衛と中衛府を戦力の中核として駆使した対決であった。

中衛府大將は前述のように従四位上相当官とされたが、（房前の例に見たように）藤原氏の三位以上の有力者がそのポストを占める以上は、宮廷内での行動に制約はなかったし、のち恵美押勝権勢の時に正三位相当とされた（押勝の乱平定後、従四位上に戻ったが、これは中衛府が押勝系戦力として動いたことへの懲罰として、組織としては近衛府の下に位置づけられたことの結果であろう）。他方授刀衛系は、765年に近衛府と改称された時点で、大將が正三位相当とされた。もっとも、807年に両者が左・右近衛大將として並び立つものとされてからは、双方ともに従三位とされた（『職原抄』）。これは、それまで格差がつけられていた兩大將を、左右に配するため《あいだ》をとったものかと想像されるが、いずれにしても三位すなわち公卿層に位置づけられたことは銘記すべきであろう。繰り返しになるが、近衛の長は、授刀舍人軍団の長として誕生したときから、宮廷内を自由に動ける公卿でなければならなかったのである。要するに、二つの授刀舍人系寮の（最後は左・右近衛府となる）長官（大將）は武官ではありながら公卿クラスの地位を与えられたが、それは上に縷説したような特殊性によるものであり、武官全体の地位が上昇したことを意味するものではないのである。

もっとも、奈良時代に至るまでの歴史が物語るように、最上層の貴族たちがその頃から文弱の徒であったわけではなく、自ら武器を取り、軍団を指揮する能力をも備えた人物も稀ではなかった。制度の上でも、授刀衛の長官に見たように、必要とあらば武官でも三位に列せしめたのであり、令制において武官が低い地位に据えられたのは、当時の貴族層が「武」を蔑視する意識をもっていたからだと考えるべきではなく、「武」を下に見る中国の価値観とそれを体現する官僚制度上の序列及び補論に述べる《家柄》の問題の組み合わせの結果と見た方が妥当であろう。

しかしながら、藤原氏、とくに北家系の覇権が確立し、公卿層間の武闘が見られなくなるに及んで事態は変化し、公卿が自ら武器を取ることは稀になり、令制上の文官優位と《家柄》の優劣が対応するようになる。公卿層の子弟が武官に就く場合には、それは彼らのキャリア・パスの一齣（高級文官に昇進する前のステップ）としての任官であった。それとともに、それまで中下級貴族に開放されていた近衛中將（補論に引用する大野真鷹卒伝参照）はもちろん、少將までもが、「乳臭き」（『小右記』寛仁2・5・4）上級貴族の子弟によって占められるよう

になる。当然のことながら、彼らはもはや武器を採って戦う存在ではない（高級武官の文官化）。

4. 武士の官職補任

一般に、あるいは歴史学上「武士」と呼ばれる社会集団の出自・発生史に立ち入る暇はない。とにかくそうした「武士」が、如何なる形で自己の政治的・社会的地位を築き上げたかがここでの課題である。

いうまでもなく、その方法は武官、それも近衛大将・中將のような高級でない、中・下級の武官への任官であった。その実態については高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』に詳しい。

これに対して、頼朝は、平家はもちろん、他のライバル武士（義経、奥州藤原氏）をも制圧した時点（建久元年＝1190年）で、権大納言・右近衛大将に補任された。すなわち、彼はこれによって、令制において、三位以上の者に与えられるものとされた「家」を持つ資格を得たのである。

この「家」は、当該公卿の、最も広い意味での所有（家族、従者、財物・所領、政治的・社会的勢威、等々。以下、一括して《支配権》と呼ぶ。）を管理する機構ないし組織を指す令制上の概念であって、単なる家族集団とか、それが住む建物ではない。またそれは、後に成立してくる、父から嫡子、またその嫡子へという「直系継承線」（中根千枝）をたどって代々継承される「家」、すなわち明治時代の法律家によって「縦の法人」と呼ばれ、最終的には明治民法の親族法・相続法に規定され、わが国の「淳風美俗」の温床とされた「家制度」的「家」とも区別されなければならない。

この令制上の「家」には、従って当然のことに、その機構を動かす機関がなくてはならない。令はそれを「家令」（訓：「いえのかみ」）、「家扶」（訓：「いえのすけ」）等と呼び、国司並みの構成（最も大きいものは、かみ・すけ・じょう・さかんの四等官制）を定めている。

ちなみに、この令制上の「家」は管理機構であって、公卿の親族団体ではないということが、この「いえのかみ」という呼称にはっきり現れている。もし親族団体そのものを「いえ」と考えていたなら、「いえのかみ」は（前代の「うじのかみ」がそうであったのと同じように）その親族団体の首長、すなわち公卿その人を指すはずだからである。

注目すべきは、「家令」は国家の官位官職（一位でその相当官にある者＝左右大臣の「家令」は従五位相当官）として位置づけられており、国家の負担で給与を受けるということである。ただ、「家」は本来三位以上の者一人一人に付与されるものであり、従って夫婦・親子で別々の「家」をもつ例もあったし、逆に、原理的には特定の「家」が相続の対象になるわけではなかった。

平安期に入ると、「家令」・「家扶」らに対する国家の給与給付の原則は崩れ、それぞれの権門によって扶持されるようになるが、それだけに「家」という機構は私物性と永続性を獲得し、やがて相続の対象として観念されるようになる。ちなみに、それとともに、「家」は管理機構だけを意味するのではなく、そうした機構を継承しつつ、代々続く家系としての（上述、「家制度」的な）「家」をも指すようになったのではないかと、と思われるが、ここは「家制度」成立史を論じる場ではないので、これ以上立ち入らない。

管理機構としての「家」は、必要に応じて下部組織をつくり、業務を分掌させたと思われるが、平安中期以降の諸権門では「政所」という中核的組織を設けるのが一般的となっていた。頼朝は右近衛大将に任官すると同時に、これに倣って「政所」を設置し、彼の政権が発する文書は「右大将家政所下文」の形式をとることとなった。彼は間もなくこの職を辞するが、「家」を持つ資格（公卿身分）は失わない。実際、「従二位家牒」（『鎌倉遺文』1288号）などというような文書が見られるのは、無官であっても三位以上なら「家」をもちうることを示している。そもそも位階はそれに相当する官職につく資格であり、一旦得たら、剥奪処分を受けない限り失わない。それ故、頼朝の場合も「右大将家政所」は「前右大将家政所」と改称しただけで存続したし、当然それが下文を発給し続けたのである。

次の大きな転機は建久3（1192）年の征夷大将軍補任であった。これによって下文は「將軍家政所下文」に変わる。もっとも、建久5年10月以降、文書の形式は再び「前右大将家政所下文」に戻ってしまう。これを頼朝が征夷大将軍職を辞する意思表示をした（受理されたか否かは別問題）ための変更と解釈する説もある（石井良助『大化改新と鎌倉幕府の成立』87ページ以下参照）が、いずれにせよ、彼の後継者たちは代々征夷大将軍に補任されるのが例となる。正治元年、頼朝の死の直後、後継者頼家に与えられた宣旨には「前征夷大将軍源朝臣の遺跡を継ぎ、よろしくかの家人郎従等をして、旧のごとく諸国守護を奉行せしむべし」とある。下文発給の主体を「前右大将家政所」と変えた鎌倉側の意図はともあれ、公家側は頼朝の《支配権》を「征夷大将軍」のものとして認識していることは興味深い。なお、宣旨に「前征夷大将軍」とあるのは、頼朝が故人であって、もはや現任でないことからきた表現であって、死亡時点での「遺跡」が「前征夷大将軍」のものとして認識されていたわけではない。

5. 総括

頼朝が右近衛大将という公卿クラスの武官職に補任されたことによって、本来高級武官に就けなかった戦士身分出身者が「右大将家」という名の「家」を持つ道がはじめて開かれた。むろん、「（左・右）大将家」と呼ばれた管理機構、とくにその中核組織たる「政所」は、平安時代の（多くは藤原一門の）大将たちも持っていた。しかし頼朝がこれをもったことの歴史的意味は、彼が武士の《家柄》（補論参照）の生まれであったこと、そして、それまでの藤原一族の大將たちと違って、国家の暴力装置の頂点に立つ者として、この「家」を駆使しうることになった点にある。具体的には、所領安堵、地頭職補任等々、国制にとって根幹的な意味をもつ諸行為を、この「右大将家政所下文」形式の文書によって行ったのである。武士が国制の根幹に触れる行為を、従来からの正統な法制度上の機構を用いて行いうる、ということは、戦士身分出身者の、武力で勝ち得た《支配権》の正統化にとって大きな意味があったものと言うべきである。

そして次に、頼朝が征夷大将軍に補任され、彼の「家」が「將軍家」と名を変えたことが、さらなる展開を可能にした。上に述べたように「（左・右）大将家」は平安期にすでにいくつも存在（例えば、『平安遺文』2-425、6-2063、6-2106など）し、しかもそれは公卿層のキャリア・パスの中に位置づけられた（いうなれば文官化した）「大将」たちのものであった。『玉

葉)においても、「右大將家」という言葉はすべて公卿のそれを指して用いられている。それと全く異なり、いわば純粋に武官的イメージを維持してきた征夷大將軍補任によって、頼朝の《支配権》の管理機構が、単なる一公卿のそれと違って、「將軍家」という名称のもとに、文官組織から独立した国家の暴力装置全体の管理機構としてのプレゼンスを獲得したのであり、頼朝の《支配権》は正統性に加えて(文官体系からの)独自性を取得した、とすることができよう。

ちなみに、平安期の「將軍」は「押領使」なども含む広い概念で、しかも正式の官職名ではない場合が多く、また「家」を持てる存在とは限らない。また仮に三位以上の將軍(例えば征夷大將軍)があったとしても、それは特定の「征討」作戦ごとに授与される、臨時的性格が強いものであったから、管理機構としての「家」が、「將軍」という言葉と結びつくことはあまり考えられないのではなからうか。

もっとも、(左・右)近衛大將などは、日常言語としては「將軍」と表現されることは稀ではなかったし、また「將軍家」という言葉も散見される。しかしそれは、少なくとも『小右記』では「將軍」の屋敷の意味で用いられている(例えば、長和4年12月12日条、同13日条、同5年4月15日条)。十分な検証はできていないが、平安時代には管理機構としての「家」を指すときには、正式のタイトルたる「大將」と連結したのではなからうか。推測の域を出ないが、おそらく管理機構としての「大將家」は、頼朝のそれを以って嚆矢とするものであり、その意味でも「独自性」の高い名称であったと思われるのである。

こうした一連の展開の中で、おそらく戦士身分集団を統率して、「朝家の御まもり」(『平家物語』)の役目を果たす、国家の暴力装置の頂点に立つ者を「武家」と呼ぶようになる条件が整えられていったと考えて大過あるまい。

ちなみに、『平安遺文』では「武家」という言葉は2つの、しかも最末期の文書にしか登場しないし、そのうち仁安3(1168)年の徳禪寺文書(『平安遺文』7-2747)の当該部分は後世の書き込みだという(上横手氏のご教示による)から、結局残りは頼朝を指すと思われる「権勢武家」という文字を含む元暦2(1185)年の「後白河院庁下文案」(到津文書・同上8-3172)のみである。もっとも、これは頼朝の右大將補任前の用例であり、上述の私見に反するという指摘もありうるが、これについては『吾妻鑑』の同時期の記述に散見される「武家」の用法の問題とともに、補論を参照されたい。

実際、頼朝の後継者たちが征夷大將軍に補任される例となってからも、ただちに「武家」という言葉が一般化したわけではない。さしあたり史料編纂所の『古記録全文データベース』を検索した限りでは、『岡屋関白記』寛元4年閏4月4日条の「武家執権」(北条時経を指す)、同宝治2年閏2月27日条も「武家使者」などがヒットする程度であるが、これらは頼朝「將軍家」成立以後約半世紀経った時期のものである。ちなみに『玉葉』のデータベースでは「武家」は一つもヒットしなかった。

この点、興味を惹くのが、『岡屋関白記』の上掲条より約20年前(承久年間)に書かれた『愚管抄』(七)の次のような文章である。

①「今ハ又武者ノイデキテ、將軍トテ、君ト撰録ノ家トヲオシコメテ世ヲトリタルコトノ、

世ノハテニハ侍ホドニ……、武将ヲミナウシナイハテテ、……ソノ將軍ニハ撰籙ノ臣ノ家ノ君公ヲナサレヌル事……君臣合體シテ昔ニカヘリ……」

②「撰籙ノ家ト武士家トヲヒトツニナシテ、文武兼行シテ世ヲマモリ、君ヲウシロミ（後見）マイラスベキニナリヌル……」

見られるように、『愚管抄』の著者は、いったん戦士身分の者が「世ヲトリタルコト」を「世ノハテ」と慨嘆するところでは「武者」という言葉を用いるのに対し、いわゆる藤原將軍が誕生したことに関しては「文武兼行」体制が成立したと評価し、しかも將軍家を「武士家」と表現しつつ、「撰籙ノ家」と並置してさえいる。単なる戦士身分の表示としては「武者」、「朝家の御まもり」役を果たすべき存在に対しては「武士家」、という言葉の使い分けはまことに興味深く、「武家」という言葉の誕生が近かったことを暗示しているのではなかろうか。ちなみに、この「文武兼行」という体制理解及び「撰籙家」・「武士家」の並置は、頼朝が征夷大將軍補任とともに「將軍家」をもったことの意義として上述した《文官体系からの独自性取得》を『愚管抄』の著者・慈円自身ははっきりと実感していたことを示しているのではないか。

言うまでもなく、戦士身分の者が物理的に覇権を握ることと、それが正統な支配者として承認されることとは同じではない。鎌倉幕府が、伝統中国的な「易姓革命」ではなく、在来の国家システムの枠組みの中で正統な支配体制として承認されたことの背景として、令制上の、公卿たちの《支配権》の管理機構たる「家」、しかし直接には、令外の官たる高級武官のそれが媒介役を果たしている、という歴史の偶然に注目したい。

中国の制度をモデルとした令制における文官優位の原則は基本的に前提しつつも、宮廷内の覇権争いの過程で生まれた、例外的高級武官職の存在が、生得身分の低い戦士たちの覇権を一つの正統な支配として受容し、しかもそれを「文武兼行」という新たな国制理解の形で定式化することを可能にしたのである。こうした《国制理解》の成立は、近年の学界で有力に唱えられている、いわゆる「職能」論的武士理解では説明しきれない。何故なら、単純な「職能」としての「武」は、戦士たちが、公家・公卿に「武者」として奉仕する、在来の国制にこそ適合的であって、「撰籙ノ家」と「武士家」が並び立つ《国制理解》が成立したことの解明には適合しないものだからである。ちなみに、在地領主制論的武士理解からは、おそらくこうした《国制理解》という問題の立て方そのものが出てこないであろう。

この点、「武家」という言葉の定着とともに、「公家」という、本来天皇を指す言葉が、「公家衆」を中間項として）やがて公卿を指すことになった（その公式用語としての完成形態は「禁中並公家諸法度」！）ことは、まことに象徴的である。「武家」と並置される言葉となったという意味での《「公家」概念の相対化》は、「武家政治」の確立と裏腹の関係に立つのである。

しかしそれは、本来の「公家」に対し、「公家衆」と共倒れになることを避けるチャンスを与え（拙著『日本国制史研究Ⅰ・権力と土地所有』所収「中世の天皇制に関する覚書」参照）、さらに19世紀中葉に至っては、（『愚管抄』においては、その「ウシロミ」役であったはずの）「公武」両者を切り離して、「立憲君主制」に移行する幸運を与えたのである。概念史の皮肉とも言うべきであろうか。

【補論】「家」という言葉の多義性について

本論においては、村井報告とシュルツ報告との橋渡しの目的で、日本においては朝鮮と異なり、戦士身分出身者の覇権が正統な支配権として承認されえた歴史的背景を探るという問題設定から、もっぱら令制によって公卿層に与えられるものとされた「家」について述べ、それが戦士身分出身者の覇権が正統な支配として承認される媒介となったことを指摘してきた。

しかし言うまでもなく、「家」という言葉は、すでに古代においても一義的ではなかった。本論の中でも触れたように、屋敷・建物を指す場合があった。又すでに、後世「縦の法人」という比喩で理解されるに至るような「家制度」的「家」に近い用法も、平安後半期には芽生えつつあった。

さらに、公的地位（官職等）プラス「家」で、その地位にある人を指す場合もあった。これは、「公家」が帝王を指す漢語の用法が他に転用されて出てくる用法、ないし「家」という漢字が卿・大夫を指すときに用いられたことの影響と考えてよいと思われるが、いずれにせよ尊称に近い。

この他にも「家」は単独に、あるいは他の言葉と連結して、いろいろな意味に用いられており、これらを総合してはじめて「家」概念史は完成するのであるが、それは後日を期す以外にない。

しかしながらここで、本コメントの問題意識にとっては、以上のような諸用法に比べて格段に重要な意味をもつと思われる、平安期前半に登場した「武家」という用法についてはここでも可能な限りきちんと検討し、本論で披瀝した私見との関係を明確にする必要がある。

それは、本シンポジウムの討論の過程で高橋昌明氏からメンションされ、後日私信により、訂正を含めて具体的にご教示をいただいた、『続日本後記』（貞観11=869年成立）承和10（843）年2月壬戌条の、大野真鷹の卒伝（『類聚国史』卷六十六にそのまま採録）の中に見られる「武家」である。曰く：

「散位従四位下勲七等大野朝臣真鷹卒。左近衛中将従四位上勲五等真雄之子なり。……真鷹素より文学無く、且は鷹犬を好むと雖も、砥礪（ていれい）公に従い、夙夜懈らず。又平生俸分を抜き割り、経を写し像を造る。……（命旦夕に迫って）頓に以って供養薰修し、後家に追福の煩いを無さしむ。父子は武家にして、此の行迹を同じうす。……」（原文漢文）

要するに、真雄・真鷹父子は「文学」（学問）はなく、「鷹犬を好む」ような「武家」であるにもかかわらず、天皇によく忠勤を励み、また仏事に勤しんだ、という賛辞なのだが、この「武家」の「家」は明らかに三位以上の貴人に与えられた特権たる、《支配権》の管理機構としての「家」ではない。真鷹の経歴は「春官馬首」を皮切りに、左兵衛、右衛門少尉、散位頭、大監物、左兵衛佐、右権近衛少将、同中将を歴任して引退、というものであり、位階に関しては、任官後12年にしてようやく従五位下、その後正五位を経て従四位下に達するまでに11年を要し、しかもそれで生涯を終わっている。

彼はいわば典型的な中級貴族と言ってもよいのだが、特に注目すべきことには、就いた官職はほとんど武官系である。例外的に一見文官的な官歴もあるが、大監物は中務省の官吏とは

いえ、出納の監察・鍵の管理といった、どちらかといえば武官的な仕事を所掌するものである。また散位頭は、文字通り、位階はあるが官職に就いていない者たちの名簿の管理を所掌する（式部省管下の）散位寮の長であるが、この散位寮については興味ある事実がある。

すなわち、『令集解』の「穴記」（9世紀前半成立）は「文武散位、皆この司にあるべし。但し、時行事、武の散位は兵部にあり」とする。このコメントは、《本来散位の者は文官・武官にかかわらず、いずれも散位寮が所管すべきものであるが、現在の実務では、武官系の散位は散位寮でなく、兵部省が管理している》という意味であろうが、この実務は、「穴記」も言うとおりの、制度本来の趣旨とは異なっている。そもそも、官職を解かれれば、その時点で文官も武官もないはずであることを考えれば、この「時行事」は、事実上兵部省の管轄下にあつて、（例外的に文官職に就く場合はあるにしても）原則として武官のキャリア・パスを歩む者たちがいたことを前提にしないと理解できないはずのものである。大野真雄・真鷹父子について用いられた「武家」は、まさにこうした存在を指すものであったと考えられるのである。

その具体相については、高橋氏の前掲書の詳しい叙述に譲るとして、重要なことは、氏が、大野父子の生きた9世紀に、「武芸を業とする」あるいは「世に武を尚び、……子孫業を伝え、相次いで絶えざ」る諸々の「家」が存在し、その「業」をもって仕える者たちが「武士」と呼ばれた事実を指摘していることである（同書46ページ）。

問題は、この「家」と後代に成立してくる「家制度」的「家」との関係であるが、高橋氏も指摘する（前掲書62ページ）ように、吉田孝氏（『律令国家と古代の社会』）の図式、すなわち「ウヂ」から（「家制度的」）「イヘ」への図式に即して言えば、過渡的存在と見てよいと思う。「ウヂ」という親族集団は、《昔、われわれの祖（おや）が皇祖神に仕えた、そのままに、われわれも大君に仕えて、祖（おや）の名を継ぎゆくものなのだ》という観念に支えられたものであった。

この観念は、大伴家持の「大伴の、遠つ神祖（みおや）のその名をば、大来目主と負ひ持ちて、仕へし官（つかさ）、海行かば水づく屍、山行かば、草生す屍、大君の辺にこそ死なめ、顧みはせじと言立て、大夫（ますらお）の清きその名を、……大伴と佐伯の氏は、人の祖の立つる言立て、人の子は祖名（おやのな）絶たず、大君に奉仕（まつら）ふものと……」（『万葉集』18-4094）に直截に表現されている。8世紀の「ますらお」たちは、自己のアイデンティティーを、時間を越えて「遠つ神祖」から直接受け継ぐ「名」に求めたのである。

ここには、《父から子へ》へと代々継承されるべき、従って相応の子がないときは養子によってでも「業」を継承させるべき、後代の「家」の観念はまだない。継承関係は「われ」と「遠つ神祖」との間にあるのであって、「われ」を超越する「縦の法人」的「家」が継承主体として観念されるわけではないのである。

9世紀に入ると、「ウヂ」が解体し単系化する傾向が徐々に出てきて、高橋氏ご指摘の「武芸の家」が登場するに至った。しかしこれも、まだ後代の「縦の法人」的「家」ではない。現に、こうした「武芸の家々」は、氏の前掲書が詳らかにしているように、「文人の家への転進」を見せるからである。「武芸を業」とする「家」は、もはや「ウヂ」のように「遠つ神祖」の

「つかさ」を生まれながらに継承するべく運命付けられた人々の集団ではなく、また、他方後代成立してくる「家業」承継主体としての「家」とも一線を画するものである。

要するに「武芸の家」は、「武」を「つかさ」としてきた「ウヂ」の解体過程で出現してきた単系の家族集団が、なおその「つかさ」を継承している限りで、そう呼ばれたものであり、その「家」は「門地」・「家柄」の意味で用いられたと見て大過あるまい。

実際、『類聚国史』66巻を一覧すると、中級貴族に関しては、前掲大野父子についての「武家」の他、「家業武芸」（天長2年4月）、「門風相承、能く射禮之容儀を伝ふ」・「家之法（射禮之容儀を指す）」（承和元年6月）、「父子相襲、この職に居る」など、特定の「業」を伝承する「家柄」を表現する「家」の用法が目につく。他方、高級貴族に関しては、「名家之胤」（同12年1月）、「良家子」（嘉祥2年6月）のように、ハイクラスを表す形容詞が「家」に付される例が目立ち、ここでも「家」は「門地」・「家柄」の意味で用いられていることに変わりはない。

要するに、このような「家」の用法は、（特定の専門をもたず）公卿として廟堂を仕切る高級貴族と特定の専門的「業」（「武」に限らず、法、学、算、天文といった「文」的専門も含む）をもって奉仕する（否、直裁に言えば、それ以外には道が閉ざされた）中下級貴族とが、生得身分として厳存する古代日本の宮廷社会が、「ウヂ」の解体期のある時点で、その身分的重層構造を言語化したところに生じたものと言って大過あるまい。

最後に、頼朝の旗揚げ以後、しかし右近衛大将に任ぜられる前の時期に成立した史料に見られる「武家」の用法について一言しておきたい。まず、『吾妻鑑』にはこの種のものが散見されるが、ほとんどが地の文であって、恐らく問題になりうるのは、文治2年11月24日条に引用されている、同年10月8日付の太政官符ぐらいのものであろう。これは国衙庄園における地頭の非法濫妨を「武家に仰せて」「停止」せしむべし、という内容のものであるが、この「武家」はすでに前年4月に従二位に叙せられていたことを前提にした表現と考えれば、異とするに足りないであろう。現に、翌日付の同趣旨の院宣の奉書の宛名は「源二位殿」となっており、公家側が相手を「従二位」の者として意識していたことは明白である。

残るは、本文でも触れた元暦2年4月22日付「後白河院序下文案」であるが、これは「鎮西の有勢土民等」が「或いは権勢武家の郎従となり、或いは…と称して」庄園を「押領」するのを「停止」せしめんとするものである。ここでの「武家」は正統なエスタブリッシュメントとは異なったニュアンスで、従二位叙任後のように《ザ(the)武家》ではなく、たまたま現在「権勢」ある《一つの武家》という含意を持っている。頼朝が「有勢土民」を率いて「権勢」を振るう状況の描写として、かつての（9世紀的）「武家」、すなわち公卿層より下位身分におかれた「武士」の「家柄」の者を若干の差別意識をもって呼ぶときに用いられた「武家」がよみがえったものと、さしあたり理解しておくが、いずれにせよ後考をまちたい。